

随意契約結果表

所 属	成長産業推進課
契約日	令和 7 年 4 月 1 日
契約者名	国立大学法人山梨大学
契約名	令和 7 年度水素・燃料電池産業及び医療機器産業技術人材養成講座事業化コース開設事業業務
契約金額（税込）	5, 475, 259円
随意契約理由	<p>水素・燃料電池産業技術人材養成講座事業化コースにおいて、国立大学法人山梨大学は、水素・燃料電池ナノ材料研究センター及びクリーンエネルギー研究センターを有し、民間企業における燃料電池システムなどの開発経験者を含めた燃料電池の講師が存在する県内唯一の教育機関（大学）である。</p> <p>また、山梨大学水素・燃料電池ナノ材料研究センターでは、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構から委託を受け、産業界のニーズを踏まえた水素・燃料電池材料の開発に燃料電池システムメーカーや材料メーカーとの共同研究に取り組んでおり、業界動向や産業界の技術ニーズを熟知している。</p> <p>医療機器産業技術人材養成講座事業化コースにおいて、国立大学法人山梨大学は、医学部（付属病院）、工学部を有し、医療機器開発に不可欠な医学、工学の教員が存在する県内唯一の教育機関（大学）である。</p> <p>また、山梨大学には、各学部がそれぞれ持つ技術シーズや研究成果、特許等を活用して企業との共同研究や産学連携プロジェクトの推進を図る「融合研究臨床応用推進センター」が設置され、当センターが中心となり、県内中小企業等と連携して、医療現場の課題やニーズを踏まえた医療機器の開発に取り組んでいる。</p> <p>両講座の開設に当たり、山梨大学は令和 6 年度水素・燃料電池産業及び医療機器産業技術人材養成講座事業化コースの開催実績があり、カリキュラムの作成や講座の運営について、十分な能力と実績が認められる。</p> <p>本事業の目的、事業内容を効果的かつ効率的に実施するには、上記のような資源（講師、施設設備等）や講座の実績を有する山梨大学に委託することが最も有効であり、また、他の委託先では代替できない。</p>
随意契約の根拠法令	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

※まち・ひと・しごと創世寄附活用事業に係る契約です（事業名：水素・燃料電池分野基幹産業化推進事業費）